

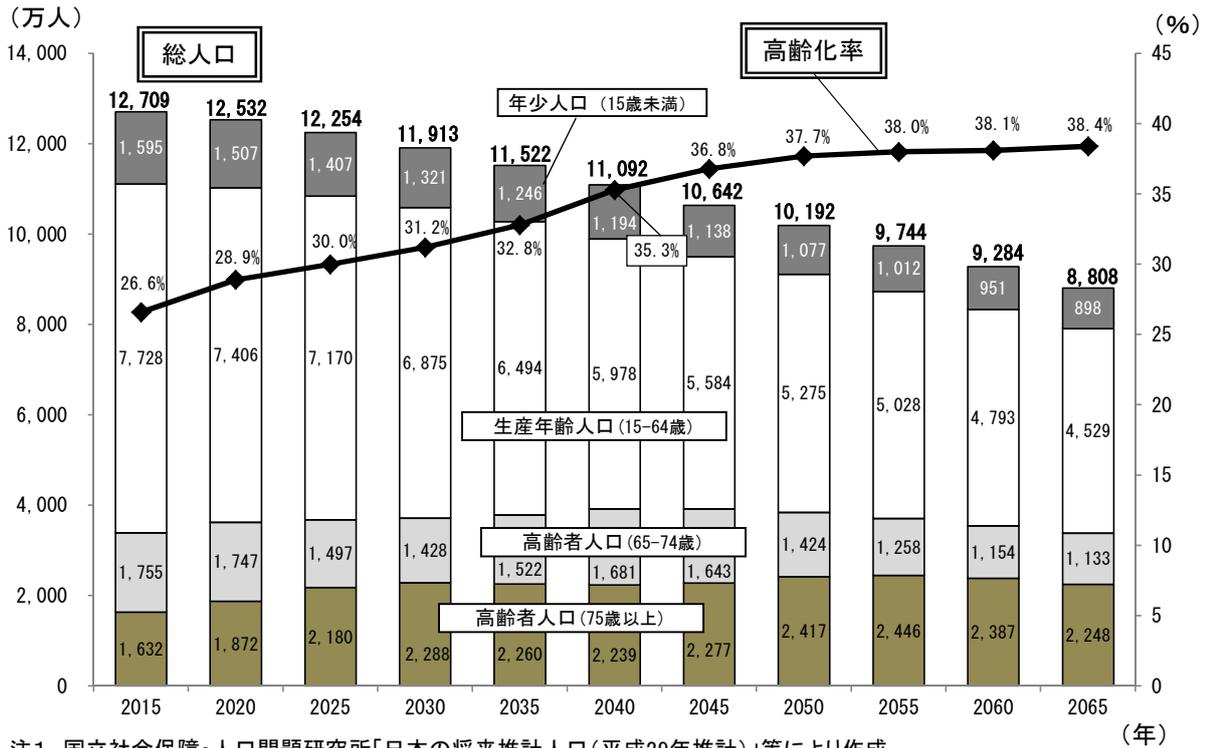
## 参 考 资 料

# 目 次

I	税制改革の視点	
	将来人口推計と高齢化率の推移（全国）	1
	将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）	1
	65歳以上人口の指数の推移	2
	国と地方の長期債務残高の推移	2
	国民負担率の国際比較	3
	国と地方の役割分担（平成28年度決算）	3
	国・地方の税源配分	4
	社会保障の給付と負担の現状（2018年度予算ベース）	4
	社会保障給付費と社会保障財源の推移	5
II	地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応	
	地方税収の構成（平成30年度地方財政計画額）	6
	東京都の人口一人当たり一般財源額（指数）の推移	6
	付加価値額に占める人件費の推移	7
	法人事業税の外形標準課税の拡大の推移	7
	法人実効税率の推移	8
	法人実効税率の国際比較	8
	外形標準課税対象法人数（平成28年度）	9
	東京都内における外形標準課税対象法人数の推移	9
III	環境関連税制	
	環境関連の主な現行の税制措置	10
	OECD環境統計—環境関連税制	10
	「地球温暖化対策のための税」の概要	11
	主な炭素税導入国の比較	11
	一人当たりCO <sub>2</sub> 排出量の推移	12
	日本における燃料別の税率水準（CO <sub>2</sub> 排出量1トン当たり）	12
	日本における部門ごとの実効炭素税率の水準	13
	人口一人当たりの税収額の指数（平成28年度決算額）	13
	環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系	14
	自動車関連税収の推移	14
	運輸部門におけるCO <sub>2</sub> 排出量	15
	乗用車の取得・保有・走行に係る年間税負担額の国際比較	15
IV	地方財政調整制度等における諸課題	
	臨時財政対策債の発行額	16
	地方の基金残高の推移（通常収支分）	16
	「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）	17
	「ふるさと納税」の受入額の推移	17

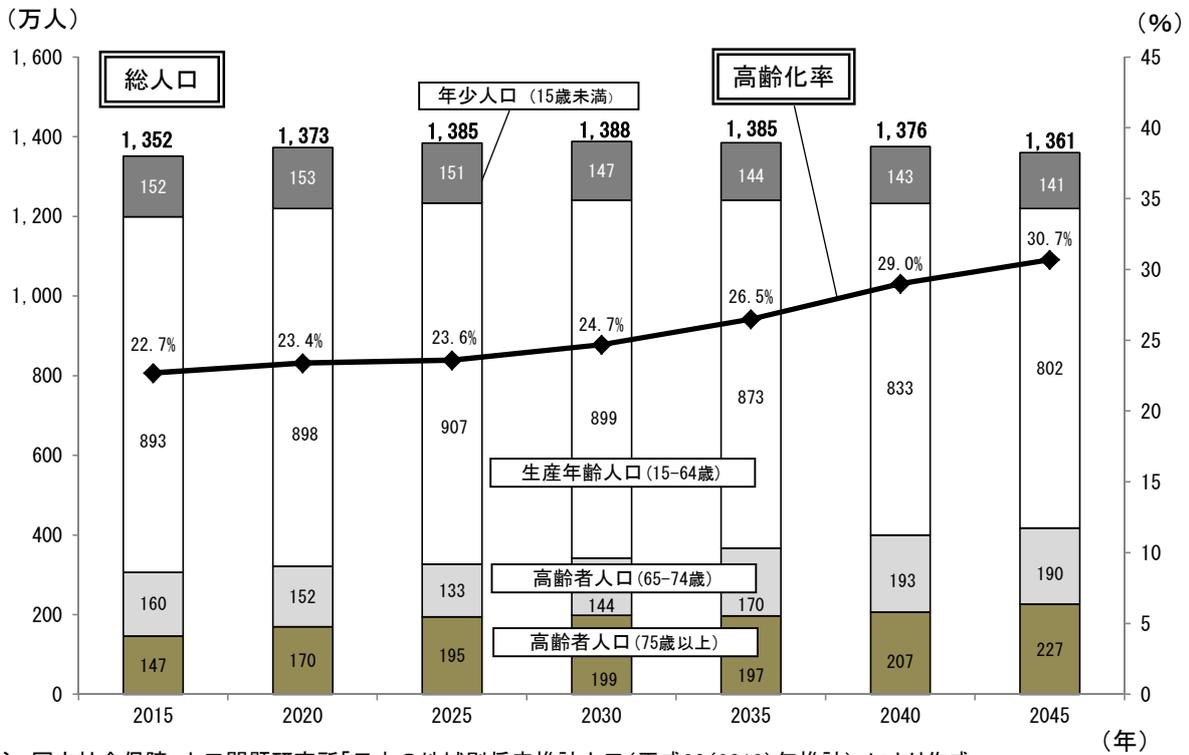
# 税制改革の視点

## 将来人口推計と高齢化率の推移（全国）



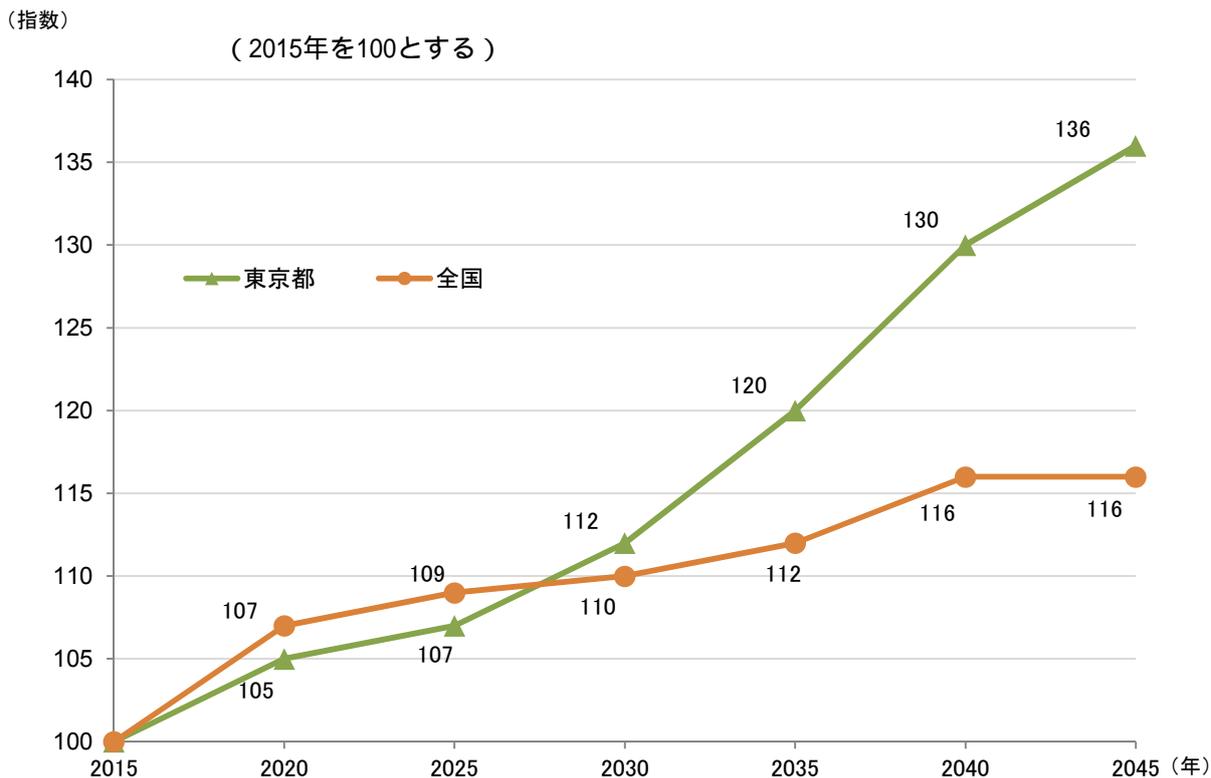
注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」等により作成。  
 2 出生中位・死亡中位推計の値を使用。

## 将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）



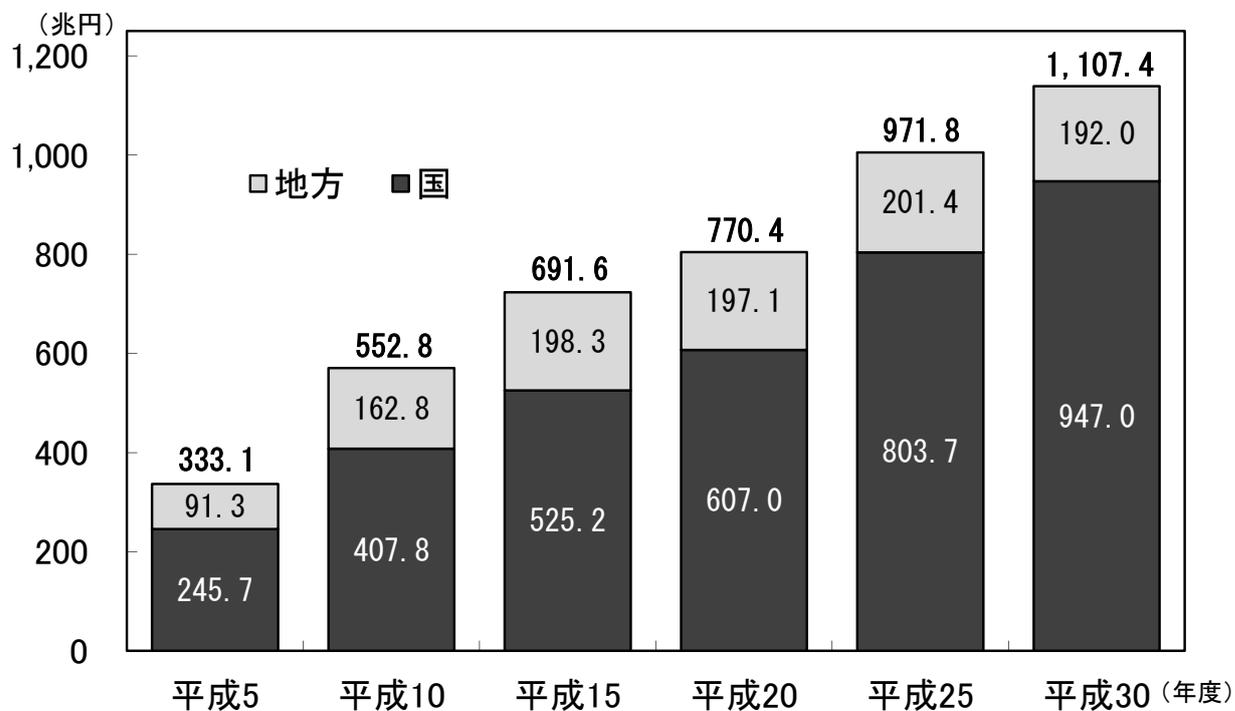
注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」により作成。

## 65歳以上人口の指数の推移



注 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成。

## 国と地方の長期債務残高の推移

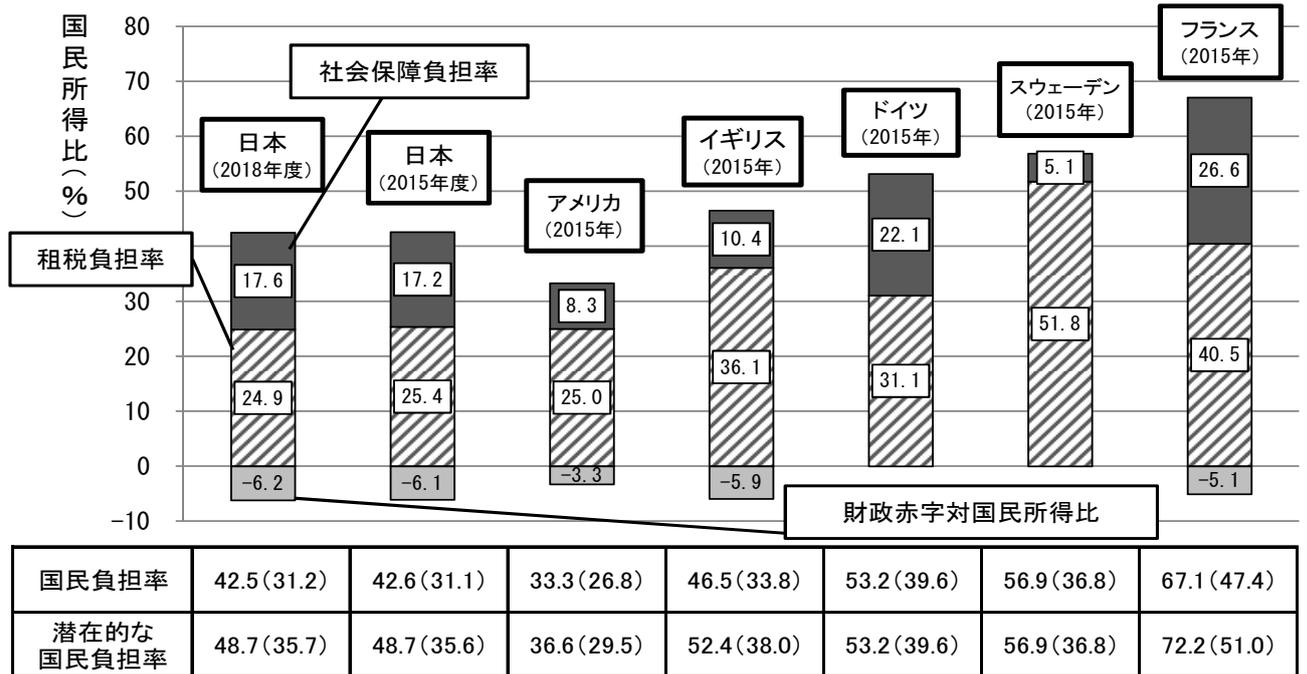


- 注 1 財務省「財政関係基礎データ」より作成。  
 2 平成25年度までは実績値、平成30年度は予算による。  
 3 地方の借入金残高は、地方債残高、企業債残高のうち普通会計負担分及び交付税特別会計借入金残高のうち地方負担分の合計額を計上。  
 4 太字の数値は、国・地方の長期債務残高を合計し、重複分を控除したものである。

# 国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】

【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



(対国民所得比：％(括弧内は対GDP比))

注1 財務省ホームページより作成。

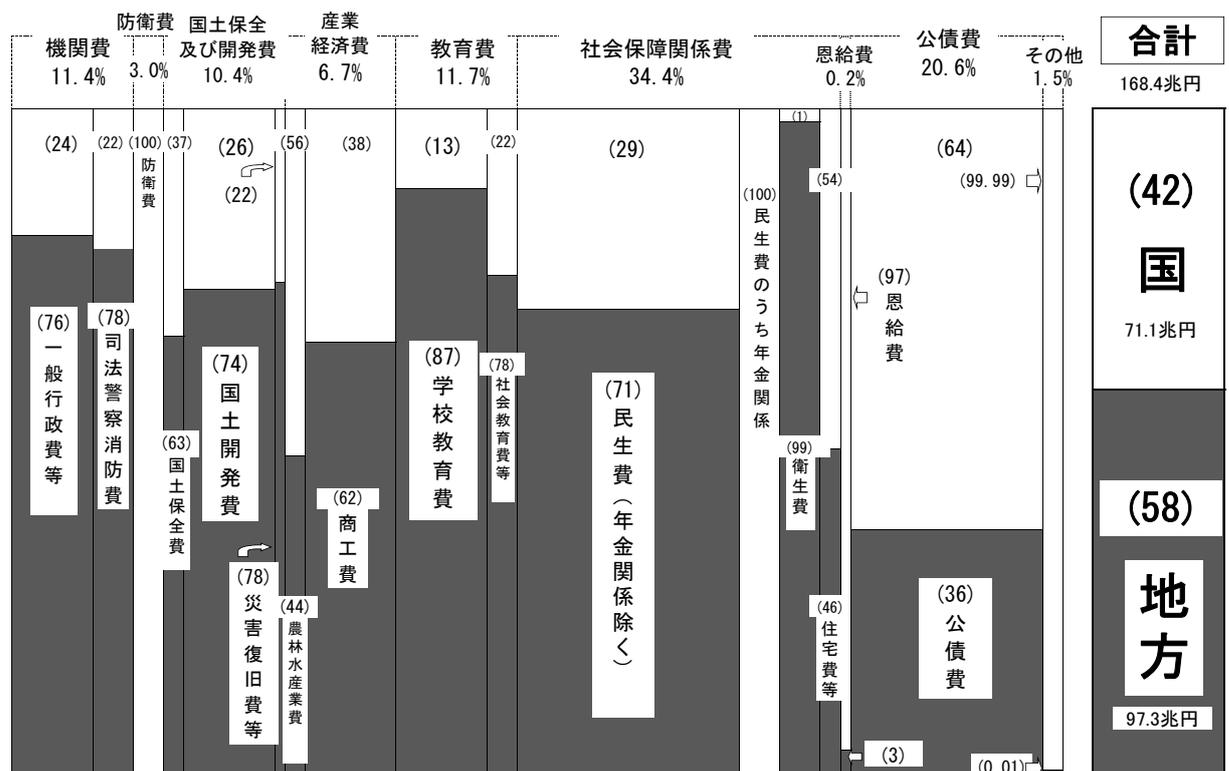
2 日本は2018年度(平成30年度)見通し及び2015年度(平成27年度)実績。諸外国は2015年実績。

3 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他は一般政府ベース。

4 出典は、日本：内閣府「国民経済計算」等、諸外国：National Accounts (OECD) Revenue Statistics(OECD)

## 国と地方の役割分担 (平成28年度決算)

< 歳出決算・最終支出ベース >



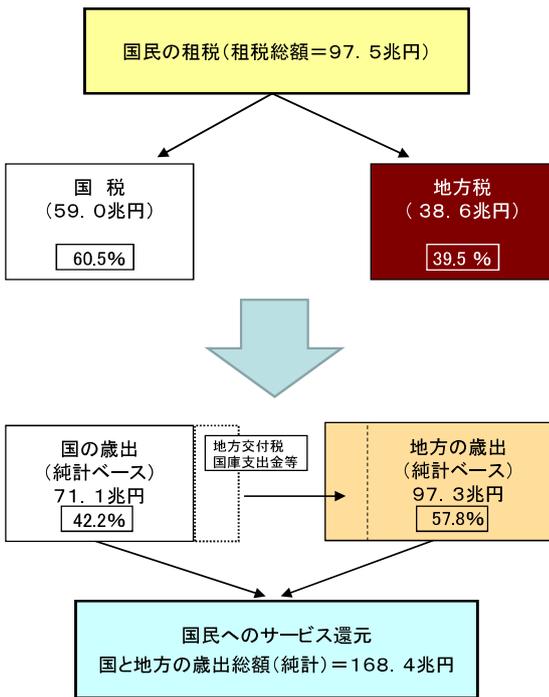
注1 ( )内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合。

2 計数は精査中であり、異動する場合がある。

3 総務省ホームページ「地方財政関係資料」より抜粋。

# 国・地方の税源配分

◎国・地方の歳入歳出(平成28年度決算)



(注) 精査中であり、数値が異動することがある。  
 (注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 (注) 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。  
 注 総務省ホームページより抜粋。

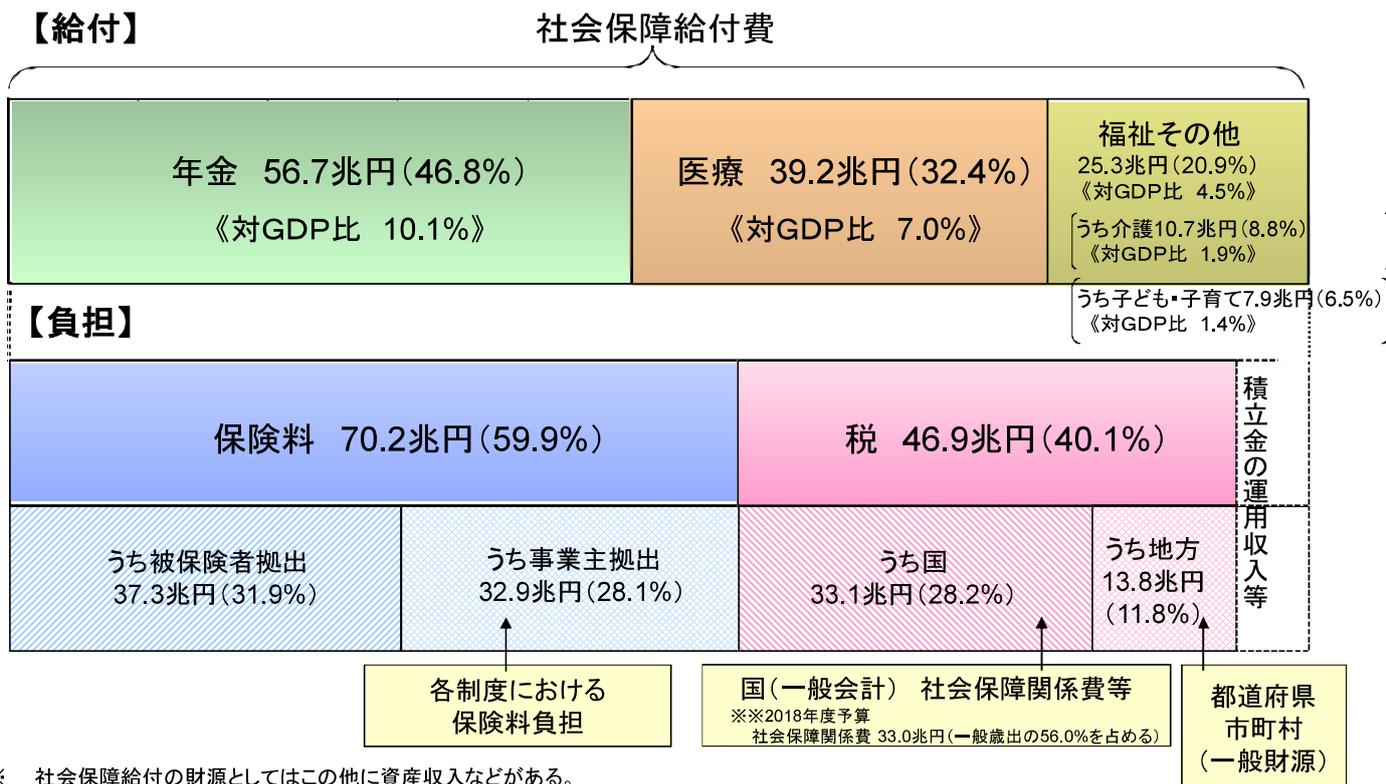
◎税源配分の推移

年度	租税総額	国税	地方税
H19	92.2兆円	52.7兆円 【57.1%】	39.5兆円 【42.9%】
H20	84.7兆円	45.8兆円 【54.1%】	38.9兆円 【45.9%】
H21	74.2兆円	40.2兆円 【54.2%】	34.0兆円 【45.8%】
H22	77.4兆円	43.7兆円 【56.5%】	33.7兆円 【43.5%】
H23	78.7兆円	45.2兆円 【57.4%】	33.5兆円 【42.6%】
H24	80.8兆円	47.0兆円 【58.2%】	33.8兆円 【41.8%】
H25	85.9兆円	51.2兆円 【59.6%】	34.7兆円 【40.4%】
H26	93.9兆円	57.8兆円 【61.6%】	36.0兆円 【38.4%】
H27	98.3兆円	60.0兆円 【61.0%】	38.3兆円 【39.0%】
H28	97.5兆円	59.0兆円 【60.5%】	38.6兆円 【39.5%】
H29見込	100.0兆円	61.3兆円 【61.3%】	38.7兆円 【38.7%】
H30計画	102.3兆円	62.8兆円 【61.4%】	39.5兆円 【38.6%】

(注) 地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 (注) 枠外の<>は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。  
 (注) 「H29見込」は国税においては実績見込額、地方税においては推計額(H29.12時点)である。

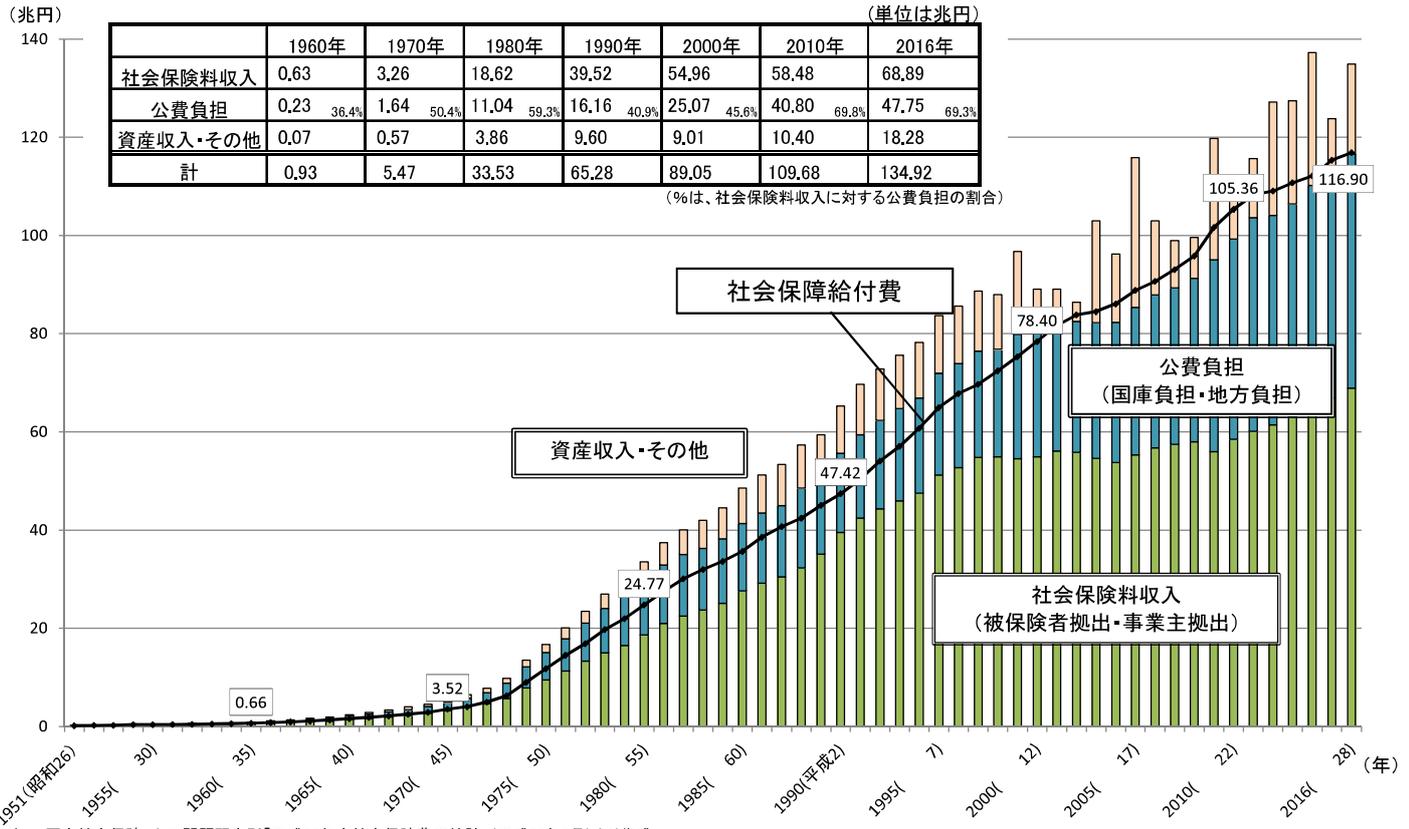
## 社会保障の給付と負担の現状 (2018年度予算ベース)

社会保障給付費(※) 2018年度(予算ベース) 121.3兆円 (対GDP比 21.5%)



※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。  
 注 厚生労働省ホームページ資料より抜粋。

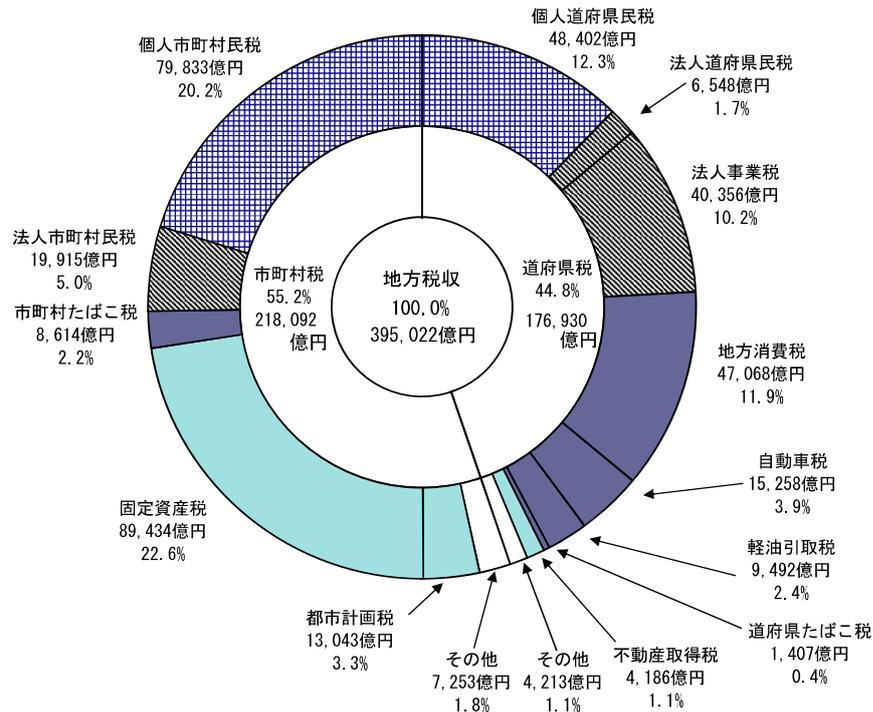
# 社会保障給付費と社会保障財源の推移



注1 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」(平成30年8月)より作成。  
 注2 1952年、1953年、1955年、1956年、1958年、1959年については、社会保障財源推移のデータがないため、グラフ上に表示されていない。  
 注3 地方負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、公費負担医療費給付分及び公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。

# 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

## 地方税収の構成（平成30年度地方財政計画額）



- 注1 総務省ホームページ「地方税収等の状況」より抜粋。  
 注2 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。  
 注3 道府県税及び市町村税は超過課税、法定外税等を含まない。  
 注4 個人道府県民税は利子割、配当割、株式等譲渡所得割を含み、法人事業税は地方法人特別譲与税を含まない。  
 注5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

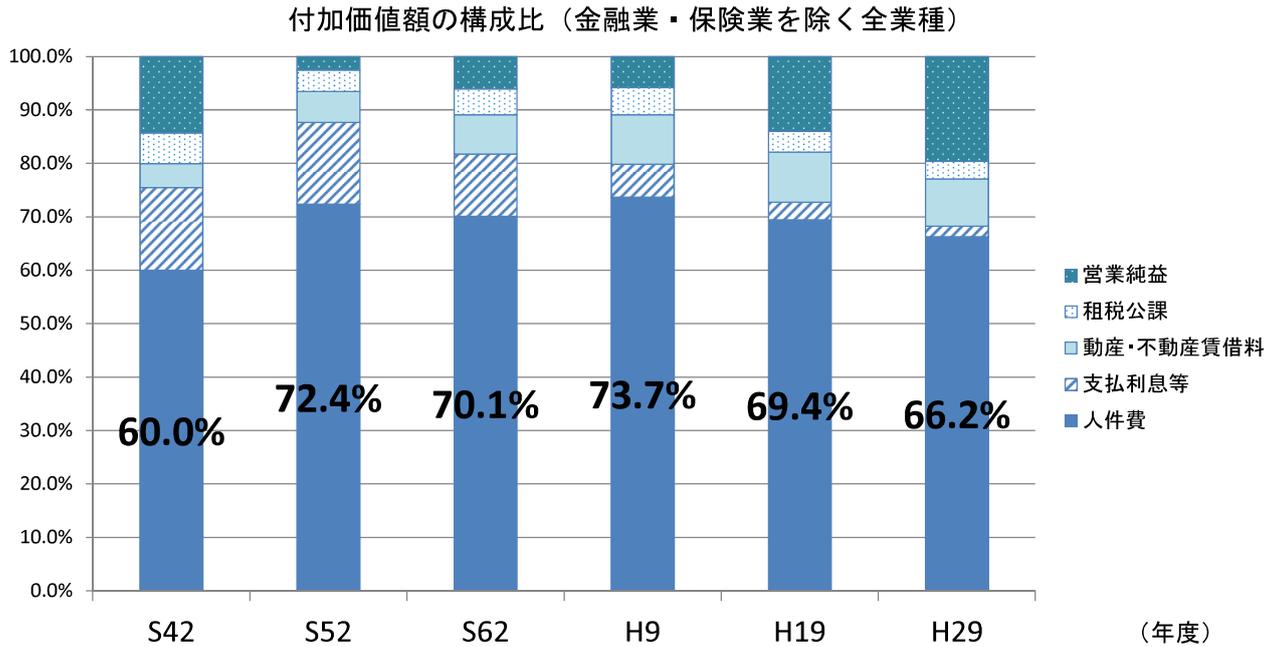
## 東京都の人口一人当たり一般財源額（指数）の推移

年度	指数
平成19年度	121
平成20年度	117
平成21年度	94
平成22年度	85
平成23年度	83
平成24年度	86
平成25年度	92
平成26年度	95
平成27年度	100
平成28年度	103

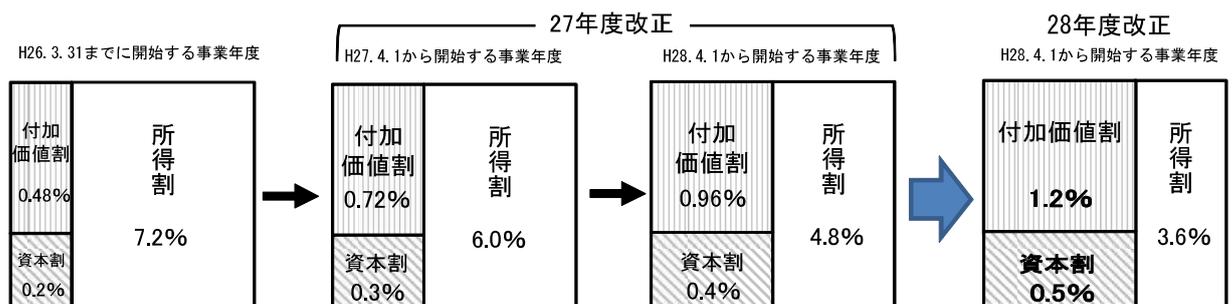
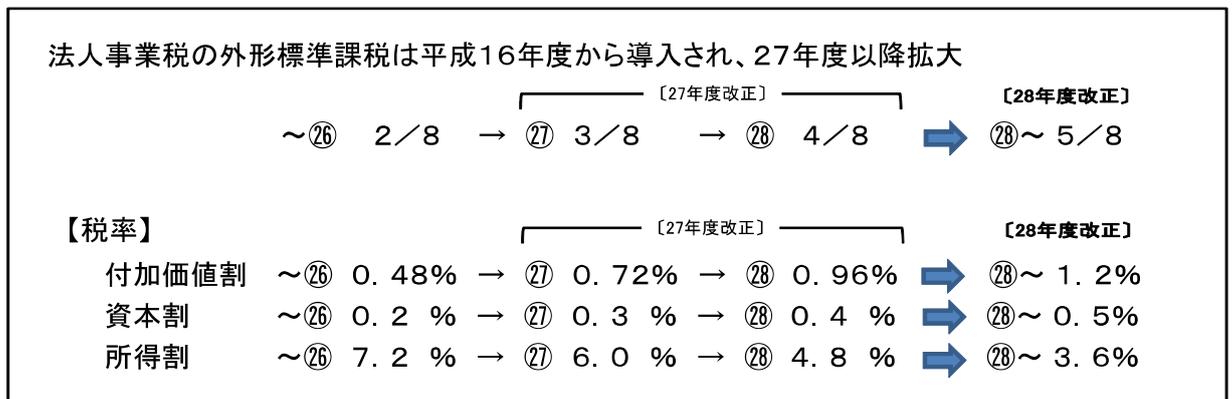
※ 全都道府県平均を100とした場合の指数

- 注1 総務省「地方税に関する参考統計資料」、「都道府県決算カード」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」等より作成。  
 注2 数値は、都道府県一般財源（地方税収入額と地方交付税等の合算額）における人口一人当たりの金額に係る指数。  
 地方税収入額には税収入と地方譲与税を、地方交付税等には地方交付税と臨時財政対策債を含む。  
 注3 なお、東京都の税収入は、特別区において都税として徴収した市町村税相当分を除いた額で算出している。  
 注4 人口は住民基本台帳人口（24年度までは各年度末日、25年度以降は各年度1月1日）による。

## 付加価値額に占める人件費の推移

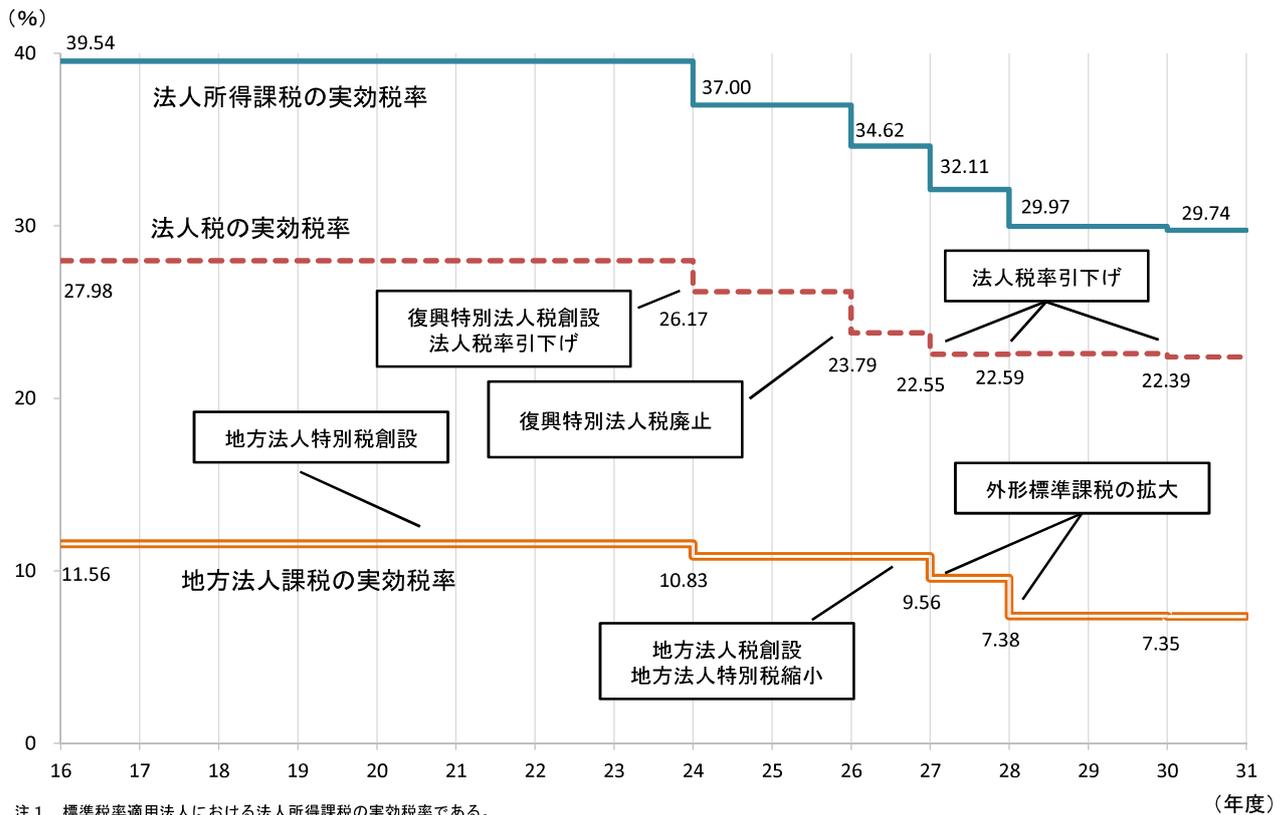


## 法人事業税の外形標準課税の拡大の推移



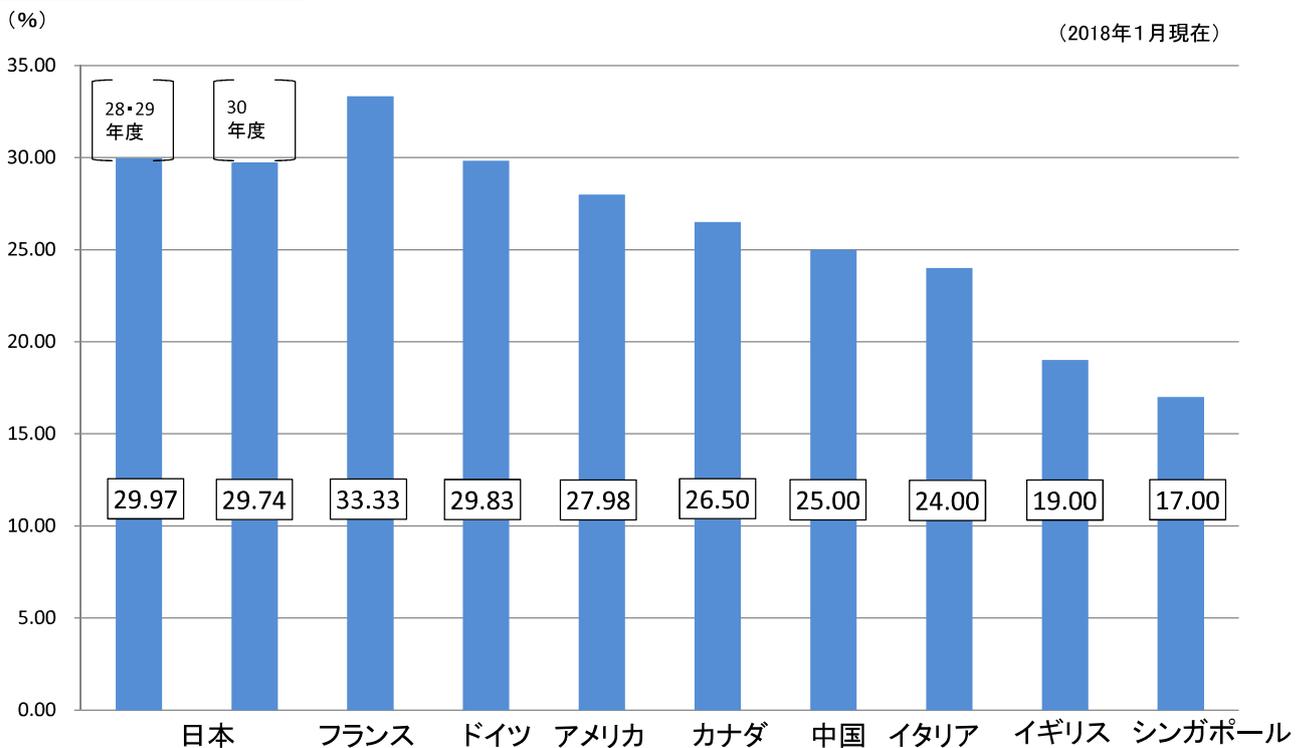
注1 総務省「全国都道府県税務主管課長会議」（平成28年1月20日）資料等をもとに作成。  
 注2 所得割は、所得のうち年800万円を超える金額の税率を記載。  
 注3 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

## 法人実効税率の推移



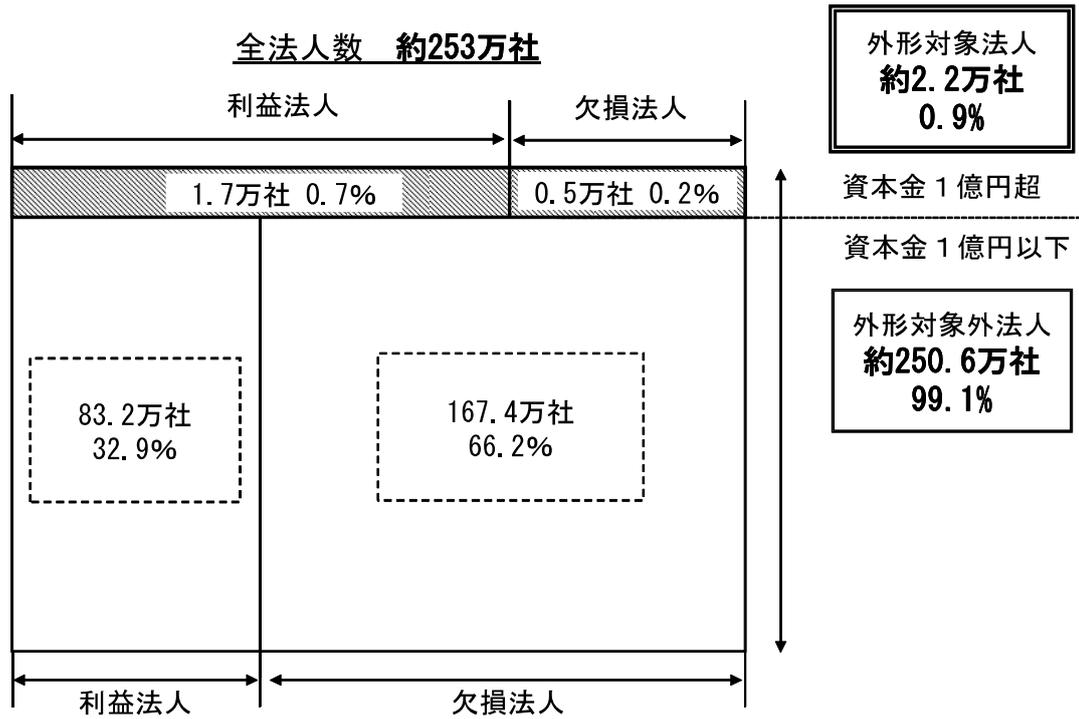
- 注1 標準税率適用法人における法人所得課税の実効税率である。  
 注2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整している。  
 注3 地方法人課税の実効税率は、資本金1億円超の法人にかかる法人住民税法人税割（道府県分+市町村分）、法人事業税所得割の税率を合計したものである。なお、平成20年度以降は地方法人特別税を、平成26年度以降は地方法人税を含めた税率を表記している。  
 注4 平成24年度及び25年度の法人税は、復興特別法人税を含む。

## 法人実効税率の国際比較



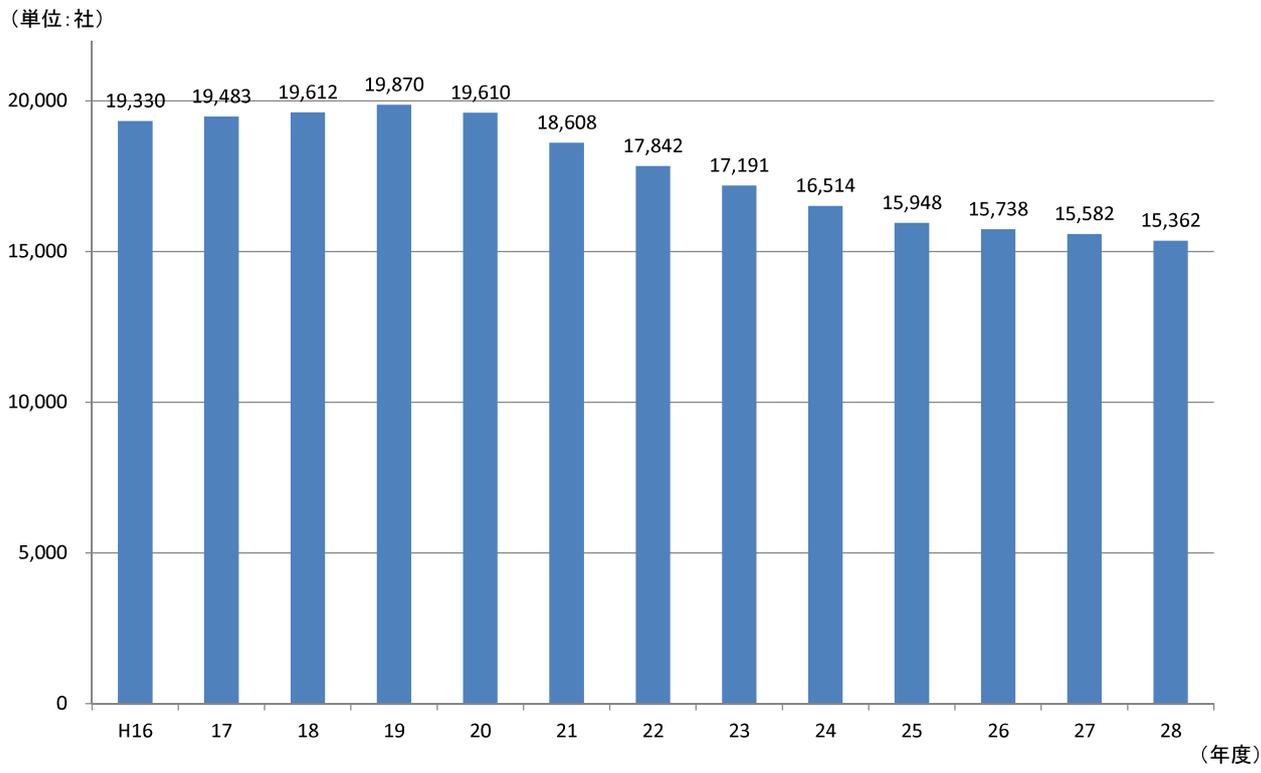
- 注1 財務省資料、経済産業省資料、日本貿易振興機構資料等より作成。上記は法人所得に対する税率。法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国・地方それぞれの税率を合計して記載。  
 注2 法人所得に対する税率。(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、カナダはオンタリオ州。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

# 外形標準課税対象法人数（平成28年度）



注1 総務省「第24回地方法人課税のあり方に関する検討会」（平成27年5月26日）資料より作成。  
 注2 法人数は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、総務省「平成28年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（8,932社）は含まれていない。  
 注3 端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

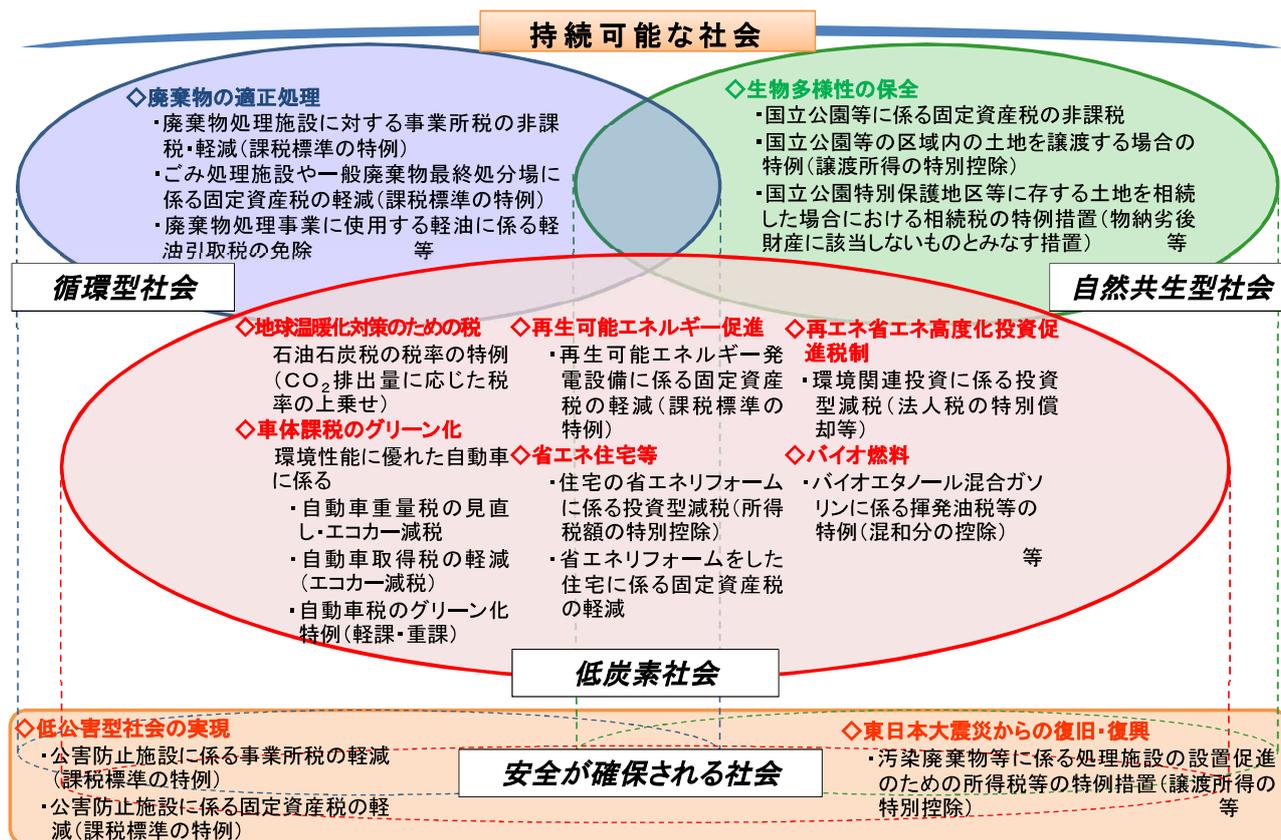
## 東京都内における外形標準課税対象法人数の推移



注 平成16~28年度東京都税務統計年報より集計。

# 環境関連税制

## 環境関連の主な現行の税制措置



注1 その他、基盤的措置として、環境関連を含む研究開発促進のための法人税額の特別控除（R&D税制）がある。  
 注2 環境省「国内外の税制のグリーン化の状況」より抜粋。

## OECD環境統計 環境関連税制

### ○ 環境関連税制の税収(抄)

2013年

	GDP比 (%ofGDP)	税収 (億ドル)	
		うち エネルギー 物品	うち エネルギー 物品
デンマーク	3.9	2.1	132
オランダ	3.4	2.0	293
フィンランド	2.9	2.0	78
イタリア	2.8	2.1	595
イギリス	2.5	1.8	672
ドイツ	2.1	1.7	765
フランス	1.9	1.5	545
日本	1.5	1.0	758
カナダ	1.1	0.8	207
アメリカ	0.8	0.5	1284
OECD平均	1.6	1.1	-

### ○ 環境関連税制の内訳(抄)

2013年

(億ドル)

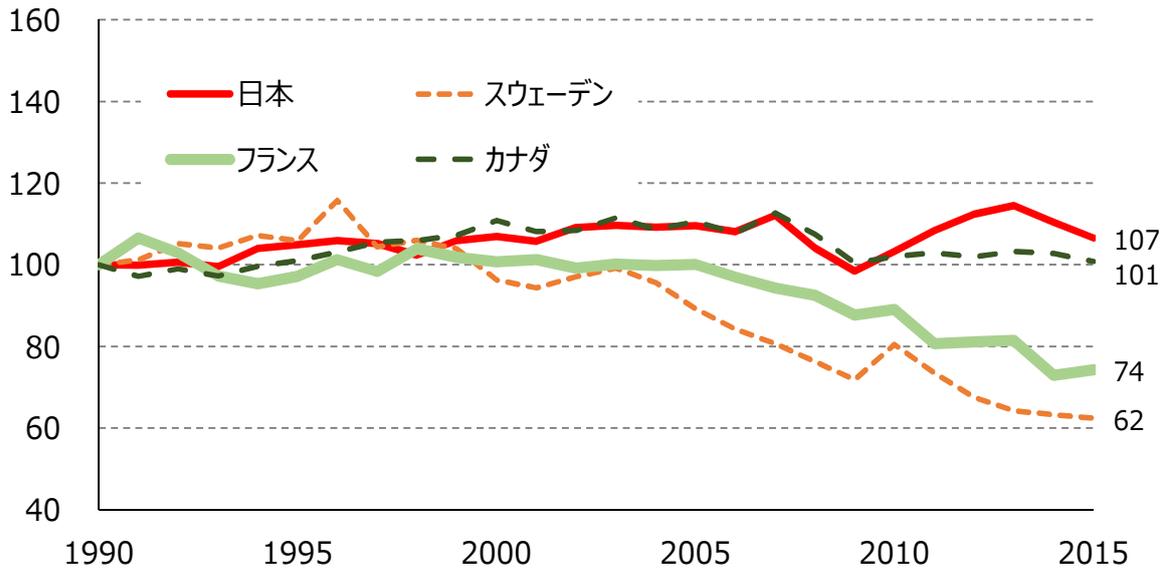
課税対象	日本
エネルギー物品	487
輸送目的	396
うち ガソリン	291
生活上の使用目的	92
化石燃料	58
電気	34
自動車、その他輸送手段	266
取引課税	19
保有課税	247

注1 財務省「OECD環境統計—環境関連歳出と税制(抄)」より作成。  
 注2 OECDによる「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の定義は、以下のとおり。  
 ・特に環境に関連するとみなされる課税物件に課される一般政府に対する全ての強制的・一方的な支払い  
 ・税の名称及び目的は基準とはならない  
 ・税の用途が定まっているかは基準とはならない  
 注3 「環境関連税制」の課税対象には、上記の「エネルギー物品」・「自動車、その他輸送手段」のほか、「廃棄物管理」、「オゾン層破壊物質」等がある。  
 注4 GDP比の内訳については、OECD環境統計には示されていないため、OECDが公表している各国のGDPを基に試算した。



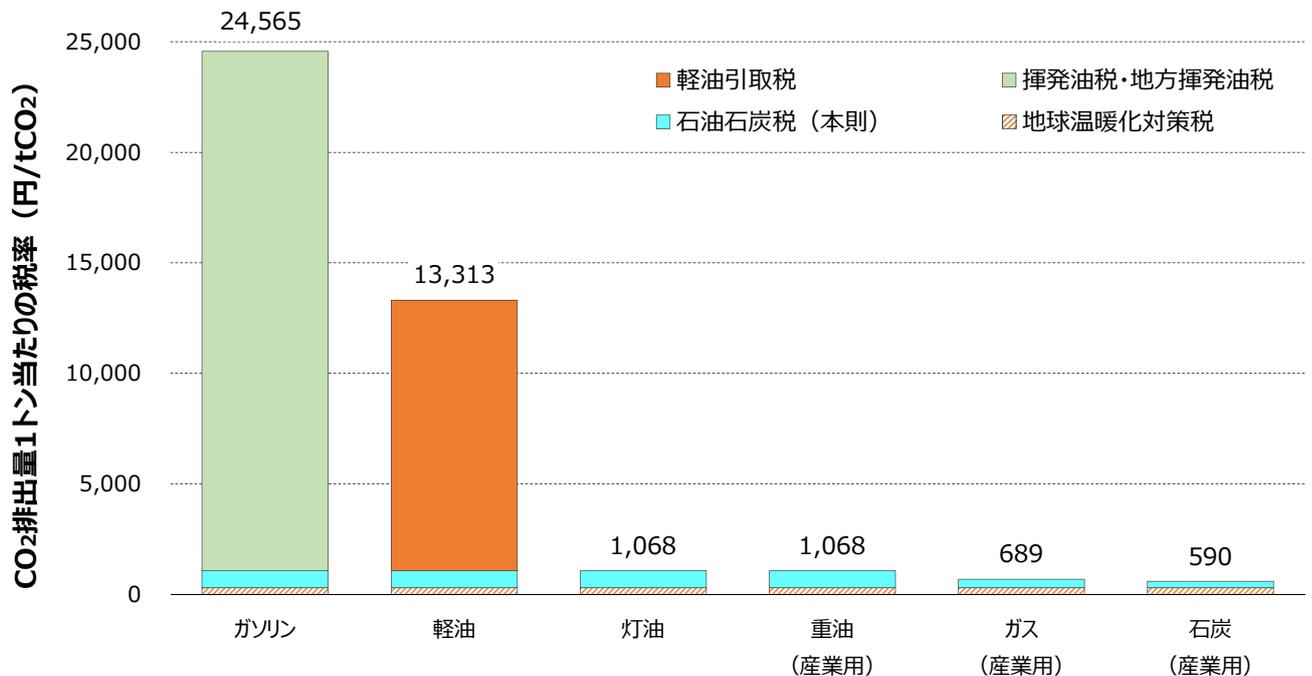
## 一人当たりCO<sub>2</sub>排出量の推移

(1990年を100とする)



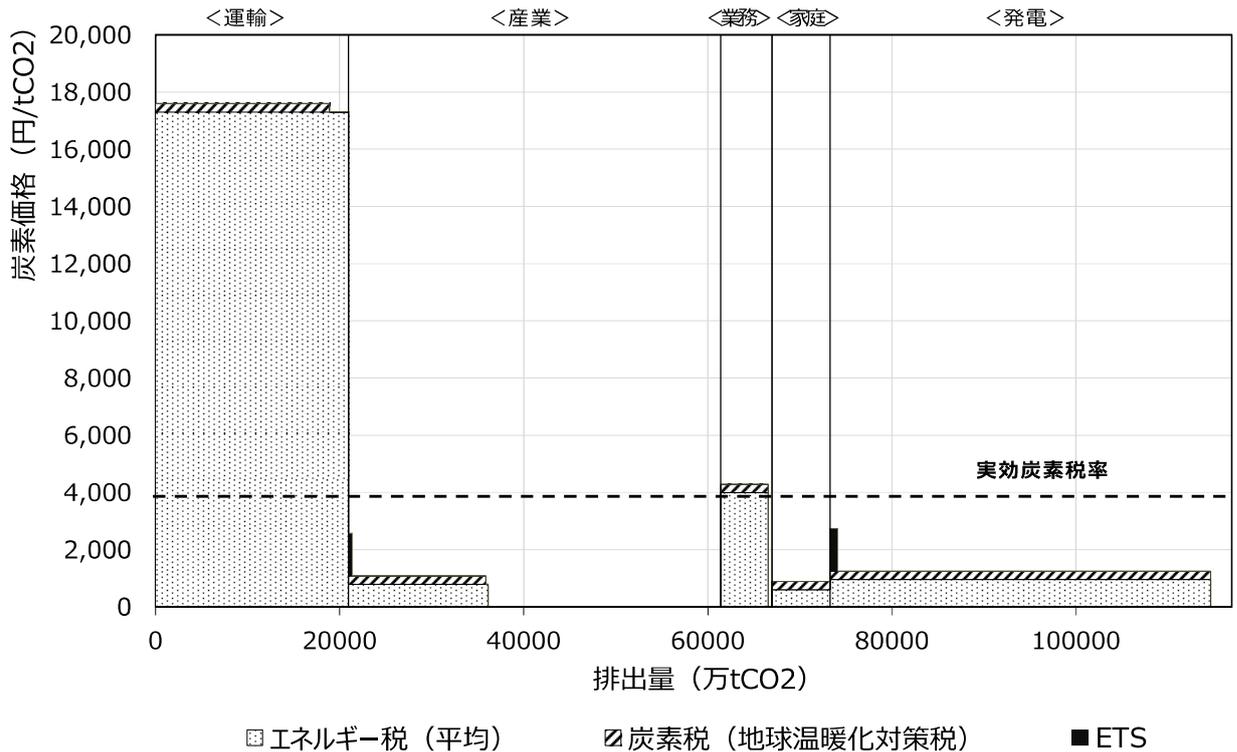
注 平成29年度東京都主税局委託調査「炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託」報告書より抜粋。

## 日本における燃料別の税率水準 (CO<sub>2</sub>排出量1トン当たり)



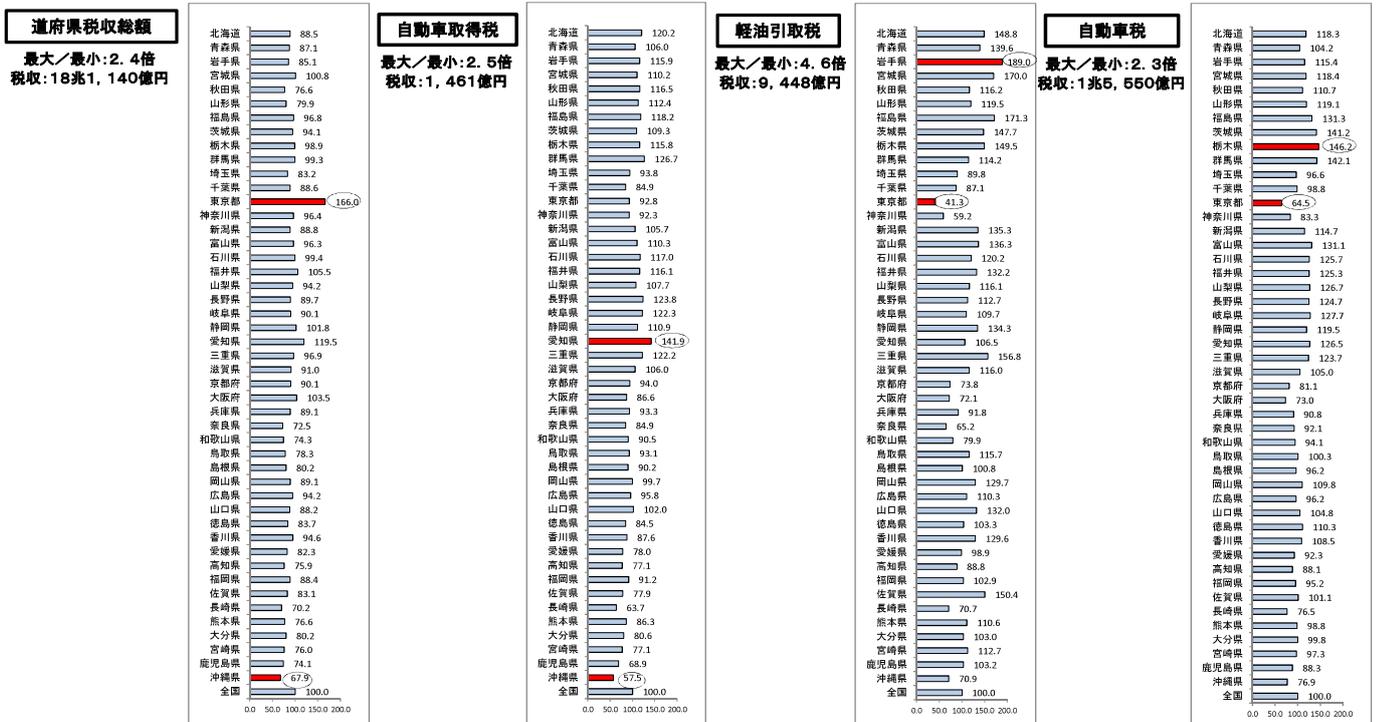
注 平成29年度東京都主税局委託調査「炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託」報告書より抜粋。

# 日本における部門ごとの実効炭素税率の水準



注 平成29年度東京都主税局委託調査「炭素税導入及び引上げプロセスにおける課題と解決手法に関する国際比較調査・分析等委託」報告書より抜粋。

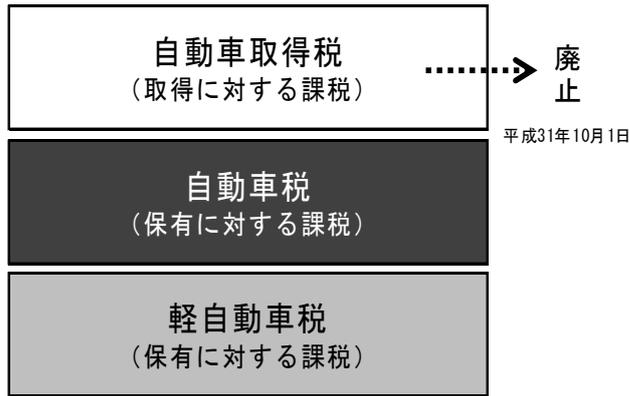
# 人口一人当たりの税収額の指数 (平成28年度決算額)



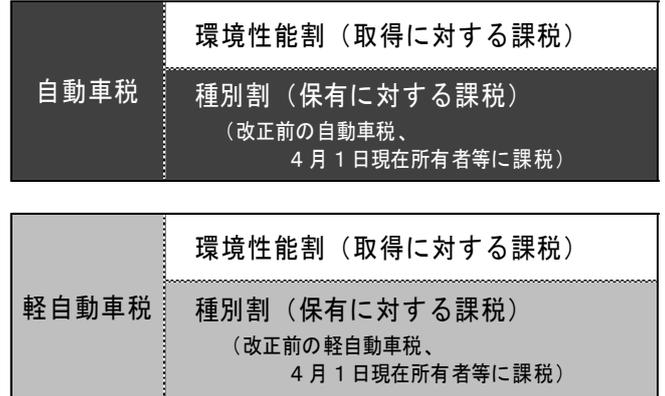
注 1 総務省「平成28年度都道府県財政指致表」及び「平成28年版地方財政白書」より作成。  
 2 人口は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳による。  
 3 「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った値。

# 環境性能割導入前後の自動車税・軽自動車税の法体系

<現行制度>



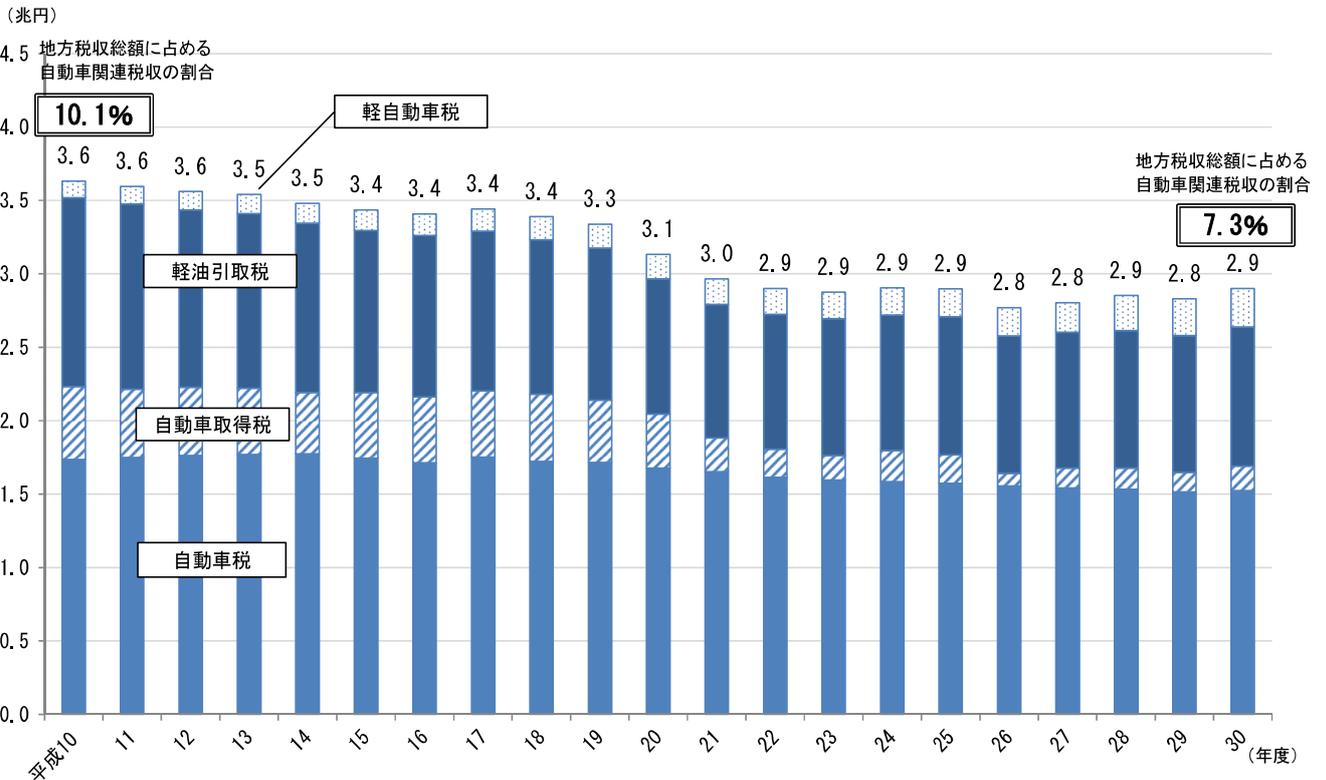
<平成31年10月～>



注1 総務省資料より作成。

- 2 環境性能割の課税主体は、自動車税は都道府県、軽自動車税は区市町村。  
ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う。

## 自動車関連税収の推移

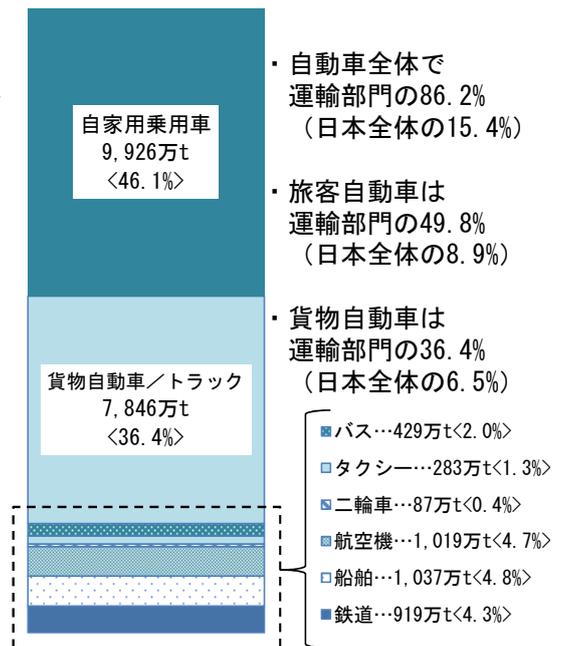
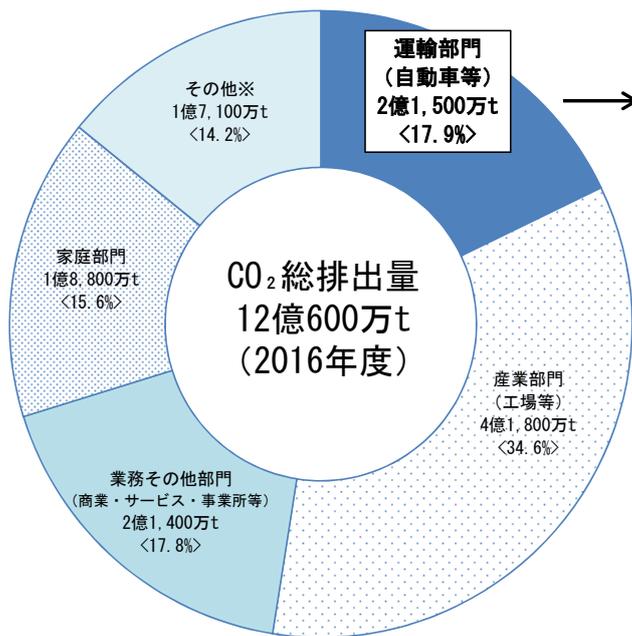


- 注1 平成28年度までは決算額、平成29・30年度は地方財政計画額である。
- 注2 平成25年度以降は、通常収支分と東日本大震災分を合算した額である。
- 注3 決算額の数値については、総務省「地方税に関する参考計数資料」による。

# 運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量

○日本の各部門におけるCO<sub>2</sub>排出量

○運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量

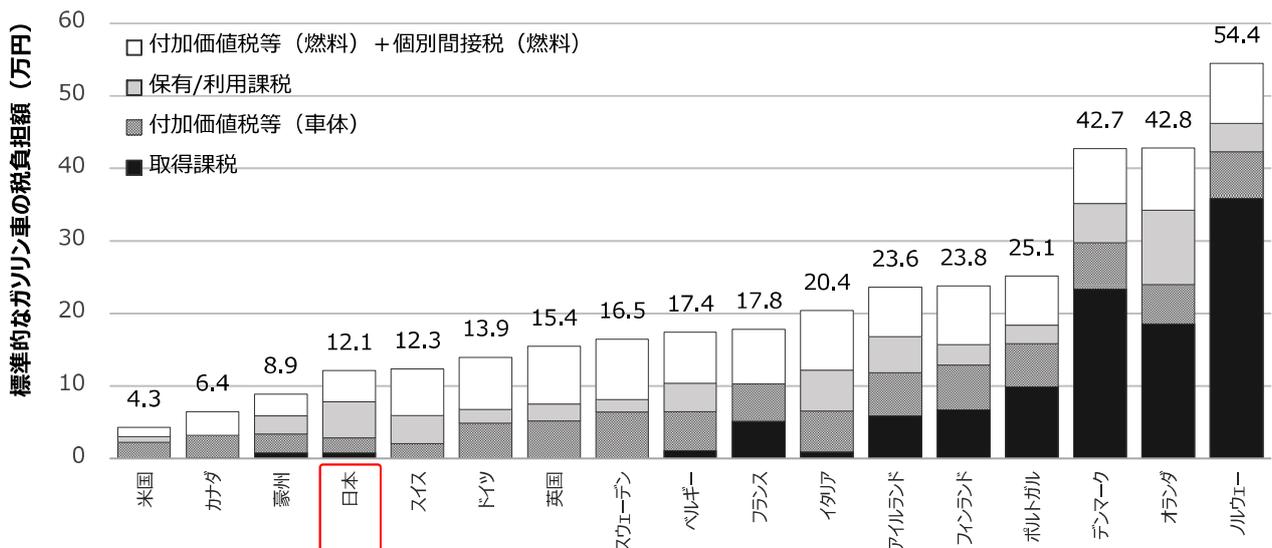


※ エネルギー転換部門（発電所等）、非エネルギー起源（工業プロセス及び製品の使用、廃棄物の焼却等）による排出量。  
 注1 国土交通省資料、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2016年度）確報値」より作成。  
 注2 電気事業者の発電の伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量はそれぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。  
 注3 二輪車は、2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立した項目として「運輸部門」に算定。  
 注4 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。

# 乗用車の取得・保有・走行に係る年間税負担額の国際比較

＜標準的な燃費性能のガソリン車1台当たりの取得・保有・走行に係る税負担額＞

(2018年1月時点)

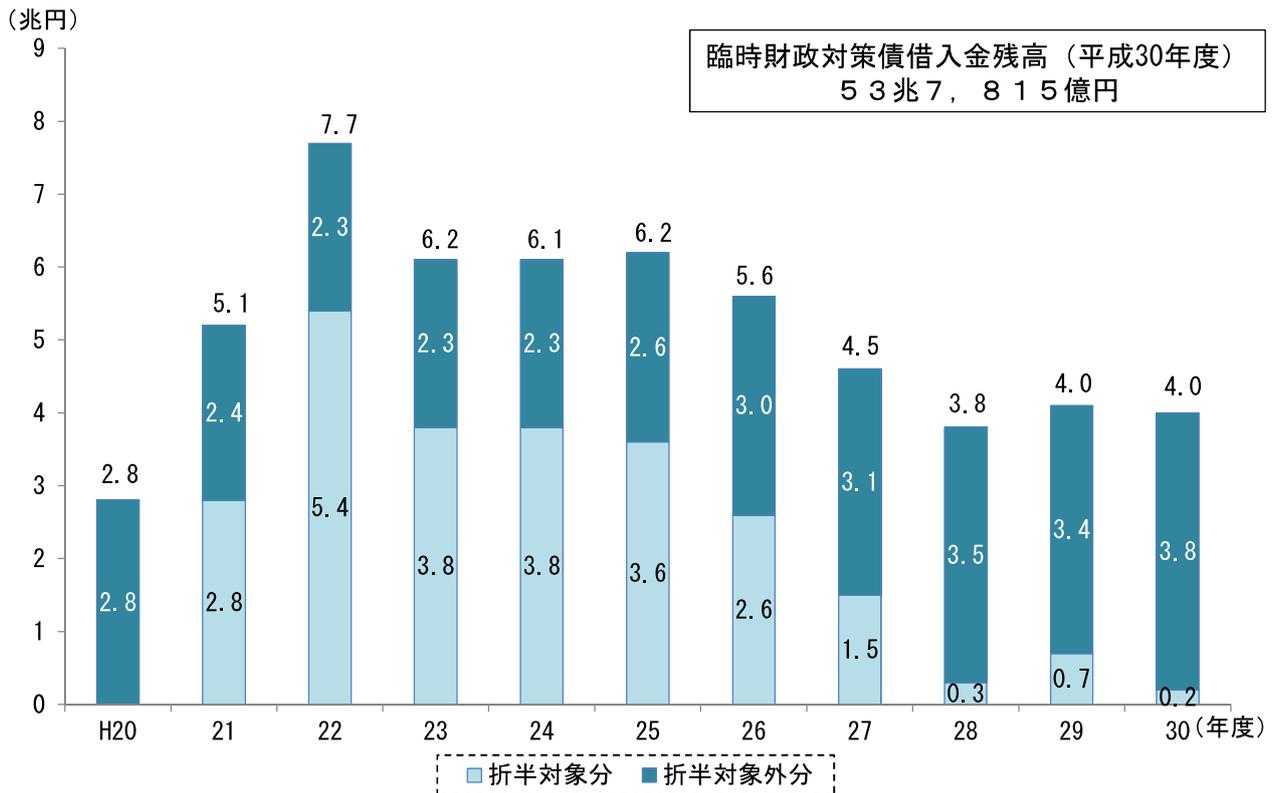


※1 各国税率は2018年1月時点。車体価格180万円(税抜)、排気量1,800cc、車両重量1.5t、燃費15.3km/L(JC08モード)、馬力104kW、排出係数2.32kgCO<sub>2</sub>/L、年間走行距離10,000km、欧州排ガス規制Euro 6水準と仮定し計算。但し、取得時に課税される税は、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を計上。  
 ※2 ガソリン価格(税抜)は、日本55.2円/L、ベルギー0.49EUR/L、デンマーク3.75DKK/L、フィンランド0.42EUR/L、フランス0.44EUR/L、ドイツ0.44EUR/L、アイルランド0.44EUR/L、イタリア0.46EUR/L、オランダ0.44EUR/L、ポルトガル0.45EUR/L、スウェーデン4.39SEK/L、スイス0.55CHF/L、英国0.33GBP/L、カナダ0.75CAD/L、米国0.49USD/L、臺灣0.81AUD/L、ノルウェー4.88NOK/L (IEA, Energy Prices and Taxes, Volume 2016 Issue 3の2015年第4四半期、2016年第1四半期の各国平均値)。  
 ※3 為替レートは、114円/USD、127円/EUR、88円/CAD、86円/AUD、159円/GBP、117円/CHF、17円/DKK、13円/SEK、14円/NOK(みずほ銀行外国為替相場2015年1月から2017年12月の月中平均値)。  
 ※4 ベルギーはフランドル地域、スイスはジュネーブ州、米国はニューヨーク州マンハッタンを想定。また、フランスの取得税はパリ市、イタリアの車体課税はローマ市、オランダの保有税は北ホラント州、臺灣の保有税はニューサウスウェールズ州の税率を適用。

注 環境省「諸外国における車体課税のグリーン化の動向」(平成30年7月)より抜粋。

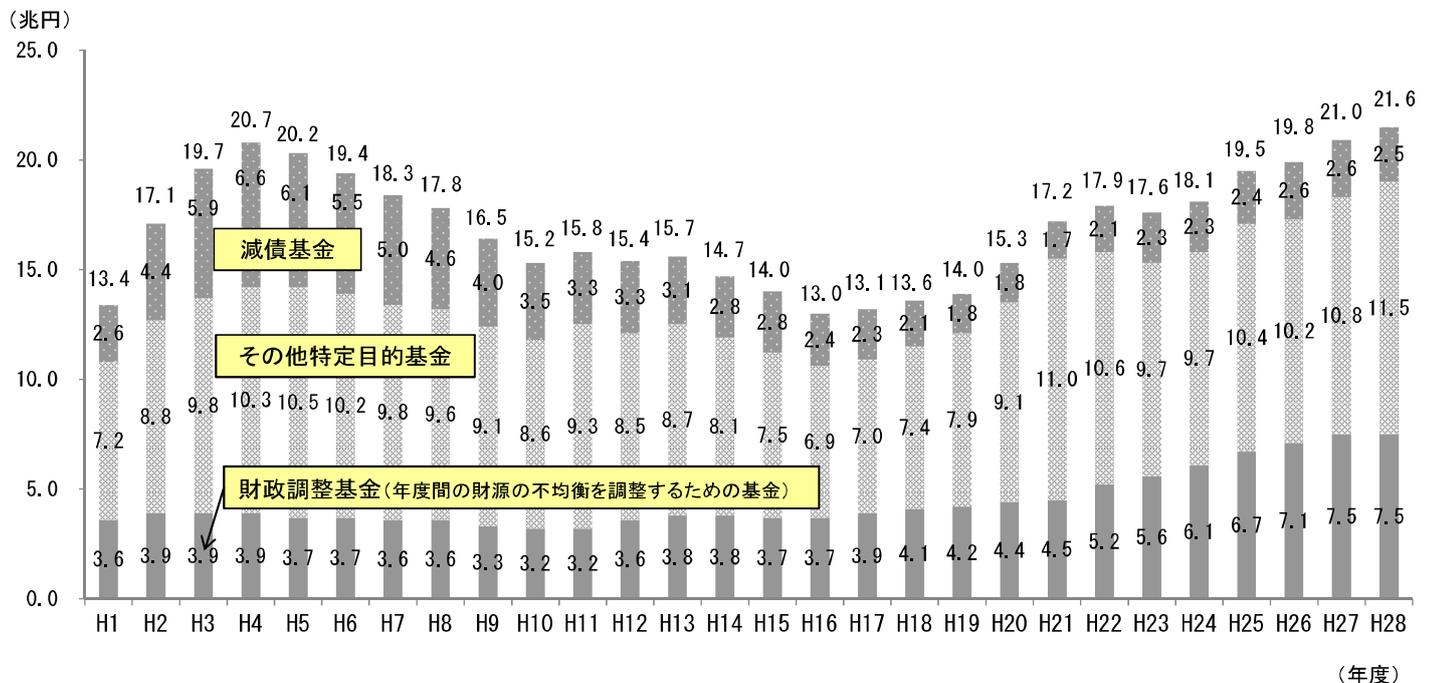
# IV 地方財政調整制度等における諸課題

## 臨時財政対策債の発行額



注1 各年度の数値は地方財政計画に基づくものである。  
 注2 臨時財政対策債借入金残高（平成30年度）は平成28年度末の地方公共団体の決算における残高計に、平成29年度及び平成30年度の地方財政計画上の臨時財政対策債発行額を加え、公債費のうち臨時財政対策債の元金償還額を控除したものである。  
 注3 四捨五入により、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

## 地方の基金残高の推移（通常収支分）



※1 基金残高は、都道府県分と市町村分の合計である。 ※2 各省HP掲載「地方公共団体等保有基金執行状況表」の合計。（出典）総務省「地方財政状況調査」等  
 注） 財政制度等審議会財政制度分科会資料（平成30年4月25日開催）より作成。

## 「ふるさと納税」に係る控除の適用状況の推移（個人住民税）

（単位：百万円）

控除額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全国	1,805	2,043	21,017	4,526	6,062	18,425	100,192	178,316	244,774
東京都	478	554	5,718	1,228	1,822	4,857	26,315	47,580	※ 64,576

※全国に占める東京都の割合（平成30年度）：26.4%

- 注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料をもとに作成。  
 2 各年度の計数は、道府県民税分と市町村民税分の合算である。  
 3 各年度の計数は、前年中（例えば、平成30年度については、平成29年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。  
 4 平成30年度の計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに寄附金税額控除に係る数値について事前に調査し、取りまとめたもの。（平成30年6月1日時点）

## 「ふるさと納税」の受入額の推移

（単位：百万円）

受入額	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全国	10,218	12,163	10,410	14,564	38,852	165,291	284,409	365,317
東京都	3,038	1,206	1,739	1,383	1,128	1,243	871	※ 2,267

※全国に占める東京都の割合（平成30年度）：0.6%

- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成30年7月6日）をもとに作成。  
 2 各年度の計数は、都道府県とその区市町村の受入額の合算である。